

かすみがうら市発注工事における単品スライド条項の運用について

かすみがうら市の発注工事においては、工事原材料等の価格の高騰している状況を踏まえ、平成20年11月1日より、かすみがうら市建設工事請負契約書第25条第5項の規定に基づき、請負契約代金の変更について適用を開始する。

1. 対象となる工事

11月1日時点で継続中の工事又は今後新規発注する工事でいずれも契約額が130万円を超えるもの

品目ごとに算定した当該工事に係る増額分で1%を超える金額（1%までは受注者の負担）が対象

※1 ただし、以下の部分は除かれる。

・本条項適用以前に「既済部分検査+支払い」が完了している部分

※2 尚、受注者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とする旨の記載があるときはこの限りではない。

2. 対象となる「主要な工事材料」

【鋼材類】・・・H型鋼、異型棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（ただし、非鉄金属は含まない）

【燃料油】・・・軽油、ガソリン、混合油、重油

上記二品目のほか、原材料費の高騰等、その価格上昇の要因が明確で請負代金額に大きな影響を及ぼすもの（変動額が対象工事費の1%以上）

※1 適用開始日以前に購入・搬入した資材について、部分払い等の対象となっていないなければ、対象とすることができる。

※2 主要な工事材料について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象となる。

例) 鋼材類の増額分1. 1%

燃料油の増額分0. 8% ⇒鋼材類のみが対象となる。

3 鋼材類及び燃料油以外の工事材料については、鋼材類に準じた扱いとする。

3. 単品スライド条項の適用手続き

○申請時期、契約変更の時期

*申請時期

(1) 原則として工期末の2ヶ月前まで（ただし、年度末（工期末が2月15日以降）工事は12月15日まで）に請求を行う。

(2) 工期の末日が平成20年11月1日以降で平成21年2月5日以前の工事については、工期満了前かつ平成20年12月5日まで請求できるものとする。

(3) 12月15日以降に契約する場合など(1)(2)の時期に請求が困難なときは、契約締結後14日以内に請求できるものとする。

*工期末に契約変更

※最終の工事の変更契約後にスライド額の契約変更をする。

○申請に必要な書類(必須)

価格(数量及び単価)、購入先、搬入、購入時期を証明する書類

4. スライド額の計算で用いる単価

【鋼材類】・・・現場に搬入された月の実勢価格

【燃料油】・・・購入された月の実勢価格

*1 複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

*2 実勢価格とは物価資料に掲載されているものはその価格、実勢価格と実際の購入価格を比較して、実際の購入価格が安い場合は実際に購入価格とする。

*3 設計単価が見積もり又は特別調査の場合は、実際の購入価格とする。ただし、実際の購入価格の妥当性については検証すること。

5. スライド額の計算で用いる対象数量

①設計図書に記載された数量

②一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

※上記数量は、最終的な変更契約後の数量となる。

6. スライド額(S)の計算

【鋼材類】・{搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格}×対象数量
+) 【燃料油】・{購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格}×対象数量
-) 対象工事費の1%相当額

スライド額(S)

※対象工事費とは、最終的な変更契約後の請負代金額である。

7. その他

スライド額の算定は、主要な工事材料に係る変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

今回の単品スライド条項の適用については、当面の間の暫定措置であり、恒久的措置ではない。

運用の詳細については、国土交通省「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)を準用する。(マニュアル内の日付は、かすみがうら市の適用日に合わせて別途読み替える)

なお、手続きに関する様式については、別途かすみがうら市版を作成し、これを使

用するものとする。

適用のための運用基準等の資料については下記を参照してください。

- [工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）](#)
- [かすみがうら市様式（その1）](#)
- [かすみがうら市様式（その2）](#)